

第十三回 参議院文部委員会會議錄第十七号

昭和二十七年三月十四日(金曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田なほ子君
委員 川村 松助君
黒川 武雄君
白波瀬米吉君
高橋 道男君
山本 勇造君
荒木正三郎君
棚橋 小虎君
矢嶋 三義君

政府委員

文部省管理局長 近藤 直人君
事務局副 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員
常任委員 会専門員

説明員

文部省管理 局庶務課長 福田 繁君

○私立学校振興会法案(内閣送付)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

先ず私立学校振興会法案を取上げます。これに対する総括的の質問をお願いいたします。

○高田なほ子君 それではお尋ねをいたします。私立学校の振興に関する法案が出て参つたようですが、大要結構な目的であると思いますが、今

日まで私立学校振興に關しまして、文部省がつて来られた具体的な方策、これについての概要をお知らせ願いたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 我が国教育のために非常な貢献をいたして下さる私立学校の財政を援助する問題として、昭和二十一年以来の問題であるのでございます。当時におきましては、大體戦災によります経営の打撃を救済する目的を以てしまして、設備復興の貸付金並びに戦災復興の貸付金及び経営費の貸付金という名目をして参つて来ておるのでございます。その金額がおよそ十七億五千万円に相成つておるのでございます。併しながらかような方法を以ていたしましては、まだ十分である、何らかこれと並行して、或いはこれに代るような私立学校の救済の方法はないかということである。検討いたしました。又私学のほうの非常な要望もございまして、我々といひましては慎重審議の結果、ここに私学金融金庫というような構想を案は考へたのでございます。この私学金融金庫と申しますのは、経営の困難を極めておられます私学に對しまして資金の融通を図り、その運営の円滑を期するといふ目的を持つものでございまして、昭和二十六年におきまして、たしか約十億円の政府出資というものが閣議決定に相成つた次第でございます。このことにつきましては、各

位の十分御了承のことと思つてございしますが、併しながらその閣議決定にもかかわらず、関係方面のいろいろ交渉の結果、そういう方法でなしに、これはやはり従来のような戦災復興の貸付金という形式を以てしたほうがよいのではないかとしようなことに相成りまして、折角私学金融金庫という構想もそのときは一時流れたのでございします。それに代りまして、昭和二十六年は約九億九千万円という金額を以てしまして、従来の形式を以て戦災復興の貸付金という形で設備の貸付が行われたのでございします。併しながらこの設備の復旧と申しまして、その声はやはり依然としてございまして、何らかここに金融機関或いは融資の組織が考えられなければならないというところで、私学方面の熱望もなりまして、又我々といひまして、いろいろ検討いたしました結果、ここに本日提案になりました特殊法人の私立学校振興会、私学振興会という構想が生まれたのでございします。

以上が大体今日私学振興会が生れた経過を申し上げた次第でございますが、なおこれに關連いたしまして、その出資金といたしまして、昭和二十七年は二億六千万円という予算が認められたのでございしますが、併しながらこれに更に一億三千万円というものが附加されますので、現金出資といたしましては三億九千万円を以てスタートするわけでございします。この一億三千

万円と申しますものは、これは昭和二十六年の貸付金、先ほど申し上げました九億九千万円の中の節約額が一億三千万円を流用いたしまして、その一億三千万円を流用いたしまして、この金庫の中へ附加いたしまして、ここに三億九千万円という現金出資を以てスタートするわけでございします。なおこれに加えまするに、昭和二十一年以来貸付けておりました十七億五千万円の債権もこれに出資いたしまして、従いまして合計一億五千万円に相成ります。大体そういう出資金を以てスタートすることと相成るのでございします。併しながら初年度の事業といたしましては、先ほど申し上げました三億九千万円を以て事業を開始せざるを得ないのでございします。十七億五千万円のほうにつきましては、その元利の償還が二十七年の四月から始まりまゐるので、その面につきましては、今直ちに金額の振興会に利用されるというのではございせんので、そのうち約百二、三十万円という元利金が昭和二十七年の事業資金として加わるわけでございします。

以上簡単に申し上げましたが、本日提案いたしました特殊法人の私学振興会の生い立ちにつきましては、以上のような経過を持つて参つておるのでございします。

○高田なほ子君 第二点にお伺ひしたいことは、二十一年以来私学振興のための財政援助が行われたようでありますが、この場合に文部省としてはどういふ団体を対象として来られたのか、又その運営面において遺憾な点はあつたのか、なかつたのか、この二点を伺ひたい。

○政府委員(近藤直人君) 従来の貸付金の形式でございしますが、それは大学から中小学校に及ぶのでございまして、大学につきましては、直接その学校法人に對しまして貸付をする。それから高等学校以下につきましては府県を通じて貸付をする。別に問題は今日までとつておりません。別に問題は今日までないと思ひますが、やはり何と申しましても、金額が少ないという声をしばしば我々聞くのでございまして、その面につきましては我々の努力が足りなかつた点を率直に申して参つておるのでございします。昭和二十一年度におきましては、僅か二千四百三十万、それから二十二年におきましては一億一千四百四十万、昭和二十三年は三億五千七百七十四万、二十四年度は一億二千四百三十七万、二十五年は二億七千五百二十七万、二十六年は、昨年度が先ほど申し上げました九億九千万円というような額になつておりますが、大体今申し上げました金額がそれ、戦災の復旧貸付金、或いは震災の貸付金、或いは風水害の貸付金、或いは経営費の貸付金、こういうような名目を以てそれぞれ貸付けて参つておるのでございします。

○高田なほ子君 大学は学校法人直接、高中小は府県を通じてというお話でございますが、これは文部省から

直接にそりうふりな経路を通じて行くのでなくて、その間の運営面に何らかの機関がタッチしておつたのではないのですか。若しあるとすれば、その団体はどういう一団体であるのか、その辺をもう少し詳しく……。

○説明員(福田繁寿) 只今の御質問でございますが、文部省としましては、この戦災復旧貸付金等の貸付金が公平に各学校に渡るようにというふうな考えからいたしまして、発足当時から私立学校の関係者を入れました戦災復旧協議会というふうな協議会を以て、大體の配分の方針等を御相談いたしまして、各々学校に配分するというふうな方針をとつて参つたのでございます。又私立学校法が制定されました以後におきましては、大学については私立大学審議会、都道府県の所管の学校につきましては、地方の私立学校審議会というふうなにお諮りをしまして、各学校に貸付けるというふうな方針をとつて来たのでございます。

○高田なほ子君 公平にこの財政援助が行われるように戦災復旧協議会というものがその間に介在してやられたと、こういうお話でございますが、洩れ聞くとお話をすれば、公平に分配されなかつたというふうな面が挙げられておるのであつて、先ほど局長からの御説明にもあります通りに、戦災復旧施設の完備というふうな名目に備えるためには余りにも少額な予算であるがために、必然的にそこに分取り競争が行われたというふうなことは、前局長の久保田氏も十分にこれは御承知になつておるはずであります。この運営面については多々批判があるし、一部の非常に有力な学校が優先的にこれ

をとる、或いは又この配分に當つては名前もないうような学校の名前を言いつて、そうして無理に配分するといつたような、極めて遺憾な運営方法がとられておつたということをまあ私は聞くのでございますが、これは久保田さんではもうよく御承知の点でございますので、遺憾の点がなかつたというふうな御答弁にはちよつと納得しかねるものがあると思いますが、まあこれは質問に耳らないので、こういうこともあつたのではないかと、こういうことを一つ指摘しておきたいと思ひます。

その次にお伺ひしたいことは、戦災の設備復旧という面だけではこの私立学校の振興ということについては片手落ちであると思ひます。私立学校に勤務する教員の待遇問題並びに教員の福利厚生というふうな面についても、これは十分に文部省としては手を差し延べて来なければならぬと私は思ひますのであります。そこで念のためお伺ひしたいのですが、現在の私立学校教員の平均給与と、国立学校並びに中小高等全部含めましてですが、これとの平均給与の相違点などについて、先ず私は詳細数字を挙げて知らして頂きたいと思ひます。

○説明員(福田繁寿) 只今の御質問は、私立学校の教職員の平均給与と、国立、公立学校の先生の平均給与との差という御質問でございますが、少し資料が古いのでありますが、文部省におきまして、昭和二十五年年度の学校法人の決算から調査いたしました結果によりますと、私立学校におきましては、大體大学、四年制の大学、それから短期大学を通じて、大體俸給は一萬ちよつと、一萬八千四百乃至六千

というふうなことになるております。それから高等学校の通常課程の学校におきましては七千七百五十程度というふうなことになるております。それから定時制の高等学校におきましては五千七百七十円というふうなことになるております。それから中学校におきましては七千四百九十五円、小学校、幼稚園におきましては、小学校のほうは八千六百四十円程度、幼稚園におきましては七千八百四十円程度、こういう状況でございます。

で、現在におきましては、その後若干の給与ベース等の引上等も行われたと思ひますので、若干上つてゐることと思ひます。これに對しまして、昭和二十六年の四月に調べました国立、公立学校の先生の給与の月額を申し上げますと、国立大学におきましては、大體教授は二萬一千六百円、助教授は一萬六千六百七十円程度、公立の高等学校におきましては一萬一千九百円、公立の中学校におきましては一萬円ちよつと、公立の小学校におきましては九千三百円程度、公立の幼稚園におきましては八千四百ちよつとというふうなベースになつておるようでございます。で、最近この給与ベースの改訂によりまして、国立公立も若干上つてゐるのでございます。大體以上申し上げました。

○高田なほ子君 今の数字が示すように、極めて私立学校の教員の待遇は劣悪であると思ひますが、これに對しては文部当局としても当然改善の手が差伸べられて来ただろと思ひます。特になほ子君にこういう低劣な待遇の下における私立学校の教員の恩給制度というものについても非常に疑問があるのですが、この私立学

校の恩給に對する補助金といつたようなものについて、文部省は今日までどのような努力をされて来たのか、現在それはどういふふうな解決されつつあるのか、その点を一つ伺ひたい。

○説明員(福田繁寿) 只今の御質問に對しましてお答えいたしますが、私立学校の教職員の恩給制度につきましては、全く我々としても遺憾な点がございまして、現状から見ますならば、非常にこの恩給制度が不安定な、又極く一部に限られたものしか行われていないというところは非常に残念でございますが、大学等におきましては、大きなしつかりした大学におきましては、退職した場合のいふいふな給与その他につきまして、大学みづから手においてやつておるというふうな状況でございます。で、大学全般としてそうした恩給制度は現在はいふいふせん。それから現在でございますのは、財団法人でやつておられます私立の中等学校、現在の高等学校、中学校の先生がたの恩給のものとございまして、全国的な組織としましては、今申しました私立中等学校恩給財団というものがございまして、又大體東京都或いは大阪府、京都府といったような大きなところにおきましては、それ、その区域の私立の先生がたの恩給の中に、そういう財団法人で以て恩給を支給できるといふ制度を設けております。併しながら今申しました私立中等学校恩給財団の現状から申しますならば、全国の高等学校、中学校の先生がたの大体三〇〇程度しか加入していない。又支給されております額も非常に微々たるものでございまして、官公立のものに比べますと、非常に遅れてい

るというところは現状でございます。こで文部省といたしましては、こういう面は単に高等学校、中学校のみに限らず、広く大学から下は幼稚園に至るまで、すべての私立の先生がたにそういう恩給制度を実施したいというふうなことで、いふいふ今日まで努力して参つたわけでございます。併しながら現在のところまだその問題は十分に解決されてないというふうな現状でございます。

○高田なほ子君 努力をして来られたというお話ですが、具体的にどういふ努力をして来られたのですか。

○説明員(福田繁寿) これは恩給制度は、いわゆる共済事業の一環としまして短期給付のものと併せてこれを解決しなければならぬのでございます。そこで文部省といたしましては、二十六年度、七年度を通じて、大蔵省その他にこの予算の要求をいたしたわけでありまして、大體短期給付に要する国庫補助として一億五千万円程度必要ではないかというふうな計算をいたしまして、又長期給付の恩給につきましても、大體官立、公立の先生がたと同じ程度の恩給を支給すると思はれば、ほほそれに一億数千万円が必要だといふような点からいたしまして、その予算要求をやつたのでありますが、これは勿論文部省だけでなしに、私立学校の先生がたの全国の要望に應へまして努力してやつたのでございまして、結果から見まして殆んどその予算が通らなかつたというふうになつたのでございまして。

○高田なほ子君 こういう極めて重要な、而も零細なものが通らなかつたことについて、何か通らなければなら

と、一体これはどういうことになるのですか。こういう特殊法人で、国から費用をとつてですね、そうして目的をはつきり謳つておいて、そうしてそれを学校の経営者に都合のいい方向にだ

け使おうとするような野望がこの中にに窺われ、私は甚だ遺憾に堪えない。問題は先ほどから私が質問しておる私立学校の低劣な待遇、恩給法もまるでない、而も社会保険については任意加入である。任意加入、それでさえも加

入できないような状態である。それで文部省としては、そういう共済組合の単独立法をできるならば考えているということを言われながら、新しい法案、この私立学校振興会法案のこの目的達成のための事業、而も重要なこの第三号がまるで煙のごとく雲散霧消するような内容を持つておるということについて甚だ私は不満に堪えないのであります。この点私並びにはかの議員のかた々も恐らくこういうからくりはわからないと思いますから、納得の行くように御説明を願いたい。

○政府委員（近藤直人君） この業務の第二十二條第一項の第三号でございますが、これは將來この私立学校振興會は、こういう職員の研究とか、或いは福利厚生その他私立学校の教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対しては將來助成を行う、或いは貸付け、さような趣旨でございますので、決してこの会の趣旨とは矛盾してないように思うのでございますが、なお先ほど福田課長からも申しました通りに、將來はこの私学振興會一本で以て、この私立学校の経営の援助のほかに、いわゆる福利厚生の仕事に対して助成も行い得るように考えておるのでございますが、只今のところで、先ほど福田課長も申しました通り、他の健康保険との振り合ひもございますので、職員の共済事業につきましては、財団法人私学振興會のほうで賄つて行

かざるを得ない実情にあるのでございます。このことにつきましては、将来機会が参りますれば、この特殊法人私学振興会のほうで全面的に事業が出来ますように考えたいと思っております。

○高田なほ子君　何ですか、そうすると、職員は福利厚生という、こういう重大な面についての将来的なことだけお話がありました、今度のあれでしよう、この私学振興会法案というののは、目的にはつくり書いてある事業がここに規定されてあるのに、なぜこの財団法人私学振興会を福利厚生に当てるというようなことを言われるでしょう。もつと質せば財団法人私学振興会なるものは、国からの助成金をこれじやとることができない、特殊法人にしなれば国からの助成はとれない。

そういうような目的を以てです、そういう私立学校振興会なる特殊法人に切替えるための一体法案じゃないか。それだからあなたは、あなたというより文部省は経営の面に重点を置いて、文部省が薦と了承しているこの劣悪な教員の福利厚生というような面については、第二次的にこれを取上げるといふような考え方に對して私はどうも納得が行かない。若し私をして納得を行かしむるならば、第二十二條に掲げられている三つの事業の目的はこれは同じ比重を持つものである。特に文部省が先はどうか昭和二十一年以來、この学校教員の待遇並びにその福利厚生については努力しておるといふことを言っておられるのでありますから、その第三号なんかには特に重点を置いて、その問題の解決のためにこそ我々は私立学校振興会法の通過の一日も早から

んことを期待している。それなのに、
 そういう私たちの願いをです、半分
 きり達し得ないような解釈の下にこれ
 が通されるということについては、誠
 にこれは不可解至極のものである。今
 日まで、この私学振興会の運営方針

については、先ほどから私が指摘しているように、一部の強力な者によつて極めてあいまいな運営がされていると、いうことを私は指摘しました。これに對して文部省側は一点もこれを反駁する材料を持つておられないような状態。こゝういふようなボス的な運営の下において國の費用が勝手に運営され、而も重大なこの私立学校の低劣な職員福利厚生、の面というものは、何ら考慮されないといふことになれば、これは私どもはこの私立学校振興會法案はもつと徹底的な検討を要するものと考えてお

ります。如何なものでございましょうか。

○政府委員(近藤直人君) これまで私立学校の経営に対して援助いたして参つたいきさつは先ほど来申述べた通りでございますが、決してその間におきまして、一部の者というようなことは絶対ないと思います。広く一般に私立学校の今日教育界における地位に鑑みまして、文部当局といたしましてはできるだけこれを援助、助成いたしまして、教育のために努力して参つておるのでございまして、決してさようなことはないと思うのでございます。なお今後におきましても、決してさようなことでないように十分努力して参るつもりでございます。

○高田なほ子君 それではまだ納得が参りません。こういう法案が出る以上は、第三号の事業の内容になるものには、

ついても、具体的な計画案というものが当然持たれておると、私は善意に解釈するのです。従つてこの第三号についての具体的な計画案については、是非資料を以て、私の誤解であるならば結構であります、誤解を解くに足るのだ

けの資料を頂戴したいと思うのであります。私は甚だ失礼ではありますが、ちよつと外出しなければなりませんので、質問を打切らして頂きますが、この資料だけは是非委員長の方からとも御督促を願ひましてよろしくお願いしたい。

○矢嶋三義君 途中から参りましたので、高田委員の質問と重複しましたなからば、そのように取計らいたいと思ひます。

先ず伺いたい点は、この法案をここに提示された提案理由説明要旨という

のがございますが、まあ時宜に適したものと賛意を表しているものでございませうけれども、一応承わりたい点は、現在の我が国私学の一般的な経営状態、というものをどういうように文部省はつかまえておられるか。まあ官学或いは国立或いは公立の学校と文別個の私学は使命とよさを持つていていると思うのでございますが、最近の一般経営状態、というものは、文部省はどういうふうに把握されておりますか。更にそれと関連いたしますが、私の私立の、まあ高等学校にしましても、或いは私立の大学の大学にいたしましても、全くこれは一部有産階級の子弟以外には門戸は開かれないのじやないかというような私は感じて 現在 いるわけでございますが、これらをやはり教育の機会均等という原則の立場から、そういう点を是正して行くに当つては、こういう法

案の中の資本金あたり、本法案では約二十一億四千万となつて、現金出資を三億九千万と謳つてあると思ひますが、これをどの程度にすることによつて現在の私学の経営の一般状況或いは私さつき指摘しましたような点を是正

するの必要と、こういうふうになんか算盤をはじかれておるか、そういう点について伺いたいと思います。

○政府委員（近藤直人君） 第一の御質問は私立学校の経営の現状をどう考えておるかということだと思つてございしますが、私立学校が今日経営上非常な困難を極めておりますことは、戦災、その他の災害、或いは物価騰貴、或いは新学制に伴う設備の充実、こういう一つ一つに、今日経営が困難を極めておるといふことは御承知の通りで

ございます。なおそれらの傾向につきまして、これを私立学校の収入につきまして検討いたしますに、収入中、授業料収入の占める比率が次第に低下して参つた、その半面寄附金等によりまする比率が上昇してあるという面に窺えると思うのでございます。又収入金中借入金の比率が今日約一〇％という相当な比率を占めております。而もその金額は昭和二十五年度におきましては、約七億圓に達するという現状でございます。又それに伴いまする利息の支払額が約四千万圓というような状況に相成つております。更に私立のほうについてこれを見ますという、支出中人件費の占める比率が次第に低下して参つておるのでございます。それに反しまして一方新営費、営繕費の支出が比率でだん／＼上昇しておるといふのが現状でございます。更に教員の

給与でございますが、これは先ほど来お話がございましたが、国立並びに公立学校の職員にそれと比較いたしまして著しく低率であるということが現状でございます。以上申し上げたような傾向から見ますと、私立学校の経営の内容が甚だ困難を極めておるといことがわかるのでございます。

○矢嶋三義君 今ちよつとお伺いしたいのですが、その前にその第二点の、さつき申し上げました資本金二十一億四千万円、これは提案されておるのだが、どの程度所望されておるか、それを伺つたわけですが。

○政府委員(近藤直人君) まあいろいろこの点につきましては、計算の仕方があると思いますが、只今のところでは大体出資金が三十億程度ありますれば、ほぼ私立学校の要望を賄い得るのではないかと考えております。

○矢嶋三義君 ちよつと具体的にお伺いいたしますが、終戦後インフレに入つてから、私立学校で潰れた学校がどのくらいあるかということ、それから戦災復旧というものは私立学校に關しては何パーセントくらい復旧しておるか、それから生徒の学費は公立学校に比べてどのくらいな比率にあるのか、それから教員の給与が低率と言われましたが、どの程度の低率か、数字によつて具体的にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校の教員の給与が国立、公立の教員に比較いたしまして非常に低率であるというところを申し上げましたが、これは先ほど高田委員の御質問もございまして、申述べた点でございますが、繰返して申し上げます。これは昭和二十五年年度の

私立学校の平均の数字でございますが、大学、これは短期大学を含めまして、平均一万八千四百から一万六千四百までの間、それから高等学校の通常の課程のものでございまして、これは七千七百円程度、それから定時制の高等学校で五千七百円程度、それから中学校が七千五百円程度、それから小学校が八千六百円、それから幼稚園が七千八百円程度、これが私立学校の平均でございますが、一方、これは昭和二十六年の四月現在の調査でございますが、国立大学の教授が二万一千六百円、それから助教が一万一千六百円、公立の高等学校では一万二千円、それから公立の中学校では一万円、公立の小学校は七千三百円、公立の幼稚園では八千円というものが現状でございます。なおそのほかいろいろ御注文でございますが、それらの点につきましては、なお資料が今整つておりませんので、後ほど調査いたしましてお届けいたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 その資料によつて御答弁頂きます場合、具体的にそういうふうに詳しく数字を挙げるのも結構でございますが、例えば学費の問題を取上げた場合には、公立生徒の何パーセントを私立の生徒は要しておるといふような比率でお教え願ひたいと思ひます。それから次に伺ひたいと思ひますが、先ほどこの資本金については種々の計算の仕方があるが、一億三千億くらいあれば何とか要するのじやないかと思ひ、こつち御説明がございました。それで具体的なことはお伺ひいたしません、この私学振興会設立に當つて、二十七年年度の予算の概算要求で、当初七億六千万ほど要求して

おつたわけでございますが、それが御承知のように大幅に減額されております。この減額されたことによつて、事業内容というものは、どの程度どういふふうな点が變つて来るのでございませうか、お伺ひいたしたい。恐らくこの七億六千万というものは最低のものとして、文部省議の結果要求されたのではないかと思ひますが、念のために伺ひます。

○説明員(福田繁君) この振興会の業務といたしましては、最初の場合に考えられましたのは、或る期間の長期の貸付と短期の貸付と両方考えられるわけでありまして、資金が多ければ多いほど、大体長期の貸付に廻し得るという率が多くなるわけでありまして、ところが当初要求いたしました七億程度の資金では、殆んど長期にも廻らない、殆んど全部が短期だといふような計算でございます。まして、更にこれが予算の要求の結果削減されたという現在の三億九千万円では、殆んど短期資金の融資だといふ程度に考えております。

○矢嶋三義君 その点わかりました。次に、これは高田委員から質問されてきたのではないかと思ひますので、この二十七年年度の予算の概算要求で、私立学校共済組合制度設立のために一億五千万円ほど予算要求を文部省はされたわけですね。これは本年度に限らず、まあ昨年度におきましても一億要求したけれども、結局事務費の補助程度にとどまつたわけでございますが、明年度の予算要求におきましても、この一億五千万円というものは通らずに、約六百万円ぐらいの事務費補助に終つたかと思ひますので、この私立学校の共済組合を公立学

校に準じて設けたいという立場で通して来られた文部省の態度ですね。これは今度の、この出されてくるところの振興会法案の中にもどういふ形で盛り込まれておるか、更に従来堅持されておりましたところの私立学校教職員共済組合の設立については、これも一応放棄なさつたのかどうか、その点を續けて伺ひます。

○説明員(福田繁君) 私立学校の教職員のための共済事業の問題でございますが、それに関しましては、先ほど来申し上げましたように、現在の段階では立法措置ができません。止むを得ず財団法人で以てそうした事業を賄つて行くといふような関係になつたのであります。従つてこの振興会の、特別法人としての振興会の業務といたしましては、第二十二條第三号に掲げておりますように、そうした財団法人等で私立学校の先生がたの研修なり、福利厚生といったような事業を行うものがあり、また場合には、それに対して必要な資金の貸付け、或いは助成をするといふようなことをいたしまして、極力そうした福利厚生事業といふものを援助して行きたい、こつちう考えでこの法案に設けたのでございまして、文部省といたしましては、将来ともそうした方面に大いに努力して参りたいという考えは變つておりません。

○矢嶋三義君 只今お言葉に出ました財団法人私学振興会、これらの設立、こつちういふものを阻止するといふことが、この法案の第八條の「振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。」といふところに規定されているのじやないかと私は考へるのでござ

います。その点如何ですか。而もこの第八條に対する罰則というのが第四十二條に出てくるようでありまして、その点承りたいたと思ひます。

○説明員(福田繁君) その点は先ほど局長から説明いたしましたように、財団法人私学振興会といふものが先に出發いたしました関係上、この共済事業以外の事業もこの法人によつて行つていく建前になつておつたのであります。ところがこの特別法人が出發いたしますと紛わしいのでございまして、その財団法人私学振興会におきましては、専ら共済事業のみを行なつて、それに必要な名称或いは中の組織といったようなものの助成を行つていく予定でございます。

○矢嶋三義君 恐らく高田委員もさういふことを聞かれておつたのじやないかと思ひますが、第二十二條の三号にこつちういふ目的を掲げてあれば、さういふものを一本にして紛わしくない強力なる運用をやるというところは考えられないのでございませうか。

○説明員(福田繁君) 当初この法案の中に抱き込んで立案をいたしましたのであります。先ほど来申し上げましたように、予算のいろいろな折衝の結果、この中でやるのは非常に工合が悪いといふような点から切離して行くようなことになつたのでございまして。

○矢嶋三義君 その発言を裏返すと、助成金或いは貸付金を、即ち出資を政府一本にして、その代償として監督権を強化して行こうといふようにとれるのですが、その点如何ですか。

○政府委員(近藤直人君) さういふことではないと思ひます。こつちういふことでは、何と申しますか、只今の健康保険につ

きまして事業の助成というところは現在のところ行われていないのであります。従いまして、この私学の教職員の共済事業につきましても、事業費の助成というところは今日むずかしい。併しなから事務費の補助は、これは健康保険も行われておるといふ建前になつておりますので、従いまして、この特殊法人私学振興会で仮に共済の仕事をするといひますと、その全額が政府出資になつておるといふ関係上その点が多少問題がある。併しなから将来特殊法人の収益を以てその共済事業を助成するということは、これは可能だと思ひます。従いまして、この第二十二條の業務のところ将来福利施設に対して援助するといふことを規定してあるのをごいひますが、ただその前提になります事業の内容に国が補助できるということがうまく行くようになりますれば、この問題は私は簡単に解決できるのだと思ひます。従いまして将来財団法人私学振興会というようなことでなくして、この特殊法人私学振興会一本でこの問題が解決できるのじやないかといふふうに考へております。

○矢嶋三義君 私学の我が国において果して来たところの業績というものは申上げるまでもないと思ひますが、今後におけるその使命の重大さというものも申上げる必要がないと思ひます。で、この提案理由にもはつきりと示されておられますように、私学の振興を企図しているわけでありますが、それにあつて一番大事なものは、今あなた様のお話がありました事業費の助成というところが私学を振興させる意味から最も必要であり、私学関係者の最も熱望しているところではないかと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) これは健康保険の場合におきまして、政府が事業費の補助をしておられますので、それとのバランスだと思ひておられます。○矢嶋三義君 それならばえらいバランスであつて、私は前進しているところは一歩もないと思ひますが、それは意見になりますので申上げません。最後に伺ひたい点は、この私学といふのは官から監督されることでなく、全くその私学を自由意思で自由奔放な特色あるところの教育をやられるといふところに特色があり、又使命があると思ひますので、最もこの特色的なものは第六章の監督という項目ですが、非常に監督権というものが強化されておられるように考へるのですが、若干の資本金によつて私学の振興を図ることは結構でございますが、反面に私学の特殊性と、そのよさというものを私は殺してしまふ恐れがあるのではないかと考へておられますけれども、この監督権をどういふふうに強化された提案者としての趣旨を承わりたいと思ひます。そうして如何なる形によつてその監督が行き過ぎにならないように適正な法の運用ができるようにしよう、こういふふうに提案者として心がけていられるか、どうかという点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 監督権の点でございますが、この特殊法人の私学振興会は全額政府出資であるという点は、或る程度やはり政府がこれを監督しなければならぬという根拠になると思ひますが、そのほか特殊法人といひましては、おおむねこれまでのところによりますと、この程度の監督は一般のようでございます。で、格別この特殊法人の、私学振興会だけに對して特別な監督を累加しておるといふようなことはないと考へるのをごいひますが、又将来運用に際しましては、決して文部大臣が殊更に監督権を振り廻しまして、私学の自主性を阻害するといふようなことは厳に運営に際しまして戒めて参りたいと思ひておられます。

○矢嶋三義君 これはよほどうまく運営をやらねえといふと、私は純然たる私学でもないけれど、又国立、公立でもないといつた中途半端な学校ができてくるのではないかと、特に今あなた様は、運営上十分細心の注意を払つて云々といふ御尤もな御説明がございまして、たが、この中には役員と兼務といふことも出ておられるわけなんです。そういう役員と兼務といふところに、例えば文部省の国家公務員のかたが兼務されるというやうな形になつた場合に、私はその恐れといふものはいく／＼増すのではないかと考へるのですが、あの兼務といふものは、どういふことをお考へになつていらつしやるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 役員につきましましては、評議員と理事とございまして、評議員のほうも兼務といふものがございますが、これは大体その過半数を私学関係から御参加願う。それから理事のほうにつきましては、これは官更の兼務といふこともあり得ると思ひ

のでございしますが、そういう場合に監督権を振り廻すといふようなことは厳に戒めるつもりでございます。又この役員につきましては、原則といたしまして、私学関係者ではなく、その他の面から選定したいといふ考へを持つておられますが、併しなから眞に適材のかたがおりますれば、これは兼務という形におきまして、文部大臣の認可を得て役員にするということもあり得ると思ひます。

○矢嶋三義君 只今のお言葉の中に、評議員に關しては私学関係者を過半数に任命するつもりだ、こういふやうなお言葉がございしましたが、これは私は適切だと思ひます。私学の運営の実際とか或いは内容といふものは、私学に實際関係している人でなければ、なかなか外からわかる問題ではないと考へるのをごいひますが、そういう立場から只今の局長のお言葉は一応了といたしますが、それは何でございしますか、評議員に限らず、その他の役員について私学関係者の過半数は入れた、こ

ういふ一貫した方針がある、こゝういふふうに了承してよろしいわけですね。

○政府委員(近藤直人君) 評議員につきましては、眞に適材を求めるわけではございまして、これは別に評議員のみでございせんので、理事につきましても適材を求めるということには変わりございませんが、なかなか評議員にございましては、私学関係者の代表を加えたいといふ考へを持つております。その人数につきましては、おおむね過半数といふことを考へておりますが、その点につきましては、具体的に

上げられないと思ひます。なお理事につきましては、先ほど申上げております通り、大体決して私学関係を排斥するつもりはないのでございしますが、原則といたしまして、私学以外からやりたいといふ気持を持つております。併しなから、これも先ほど申しましたように、眞に適材でありますれば、文部大臣の認可を得まして兼任の形で理事を任命するということもあり得ると思ひます。

○矢嶋三義君 非常に細くなるようでございますが、これは私大事なことだと思ひますが、適材であれば私学からでも広く求めるといふことはわかりませんが、その前提に、理事は私学以外から求めたいといふこの大前提はどういうところに基くものでございしますか。あな

たの今の説明では、理事に關する限りは大前提に、私学からとらないで、私学以外から全部求めるといふ発言でございしますが、これはどういふ御趣旨に基くものでございしますか。

○政府委員(近藤直人君) 言葉が足りませんで申訳ないと思ひますが、大体特殊法人私学振興会の性格でございしますが、これは前回、昨年二十六年度に計画いたしました私学金融基金でありますれば、これははつきり金融機関でございまして、性格が明確でござい

ますが、この特殊法人の私学振興会やはり金融機関ではありませんけれども、なお金融機関よりも広い仕事をするといふ面におきまして多少目的が広くなつておりますが、併しなから大部分の性格がやはり金融機関であるといふふうに考へておりますので、従いまして、この金融機関がその仕事をする

のでございしますが、そういう場合に監督権を振り廻すといふようなことは厳に戒めるつもりでございます。又この役員につきましては、原則といたしまして、私学関係者ではなく、その他の面から選定したいといふ考へを持つておられますが、併しなから眞に適材のかたがおりますれば、これは兼務という形におきまして、文部大臣の認可を得て役員にするということもあり得ると思ひます。

場合に、而も貸付の対象がやはり私学でありますという場合には、その役員に私学関係者を加えるということとは、とく利益代表的な見方がされる虞れがあるのではないかと考へるからいたしまして、学校関係の者をこの役員に加えますことは適当ではないという判定でございますが、併しなから、これは一般論でございますので、真に適材がありますれば、これは繰返し申しましたように、役員にいたしすることも決して考へられないことではないと思ひます。

○矢嶋三義君 非常に慎重を期されておられることは誠に遺憾でございますが、道材であれば云々という言葉を聞きます。例へば、我が国は国立であるが、公立であらうが、或いは私学であらうが、民主的な教育団体という権威のあるものがあるわけですが、そういうところの推薦を得るに何ら苦勞しないと思ひます。これは、さういふこととお考へになつたことはございませぬか。

○政府委員(近藤直人君) そういつた場合に、仮に私学から御選定願うという場合に、それはやはりその道材という意味で選定するのでございませぬか、従ひまして、その個人の私生活の問題になるんじゃないかと思ひます。学校の法人に対して御協議申上げるといふことの必要はないように思ひます。併し問題は具体的なことでございませぬか、その場合に、やはり或る程度その母体になりまする学校法人と御相談申上げると

いうこともあり得るのでありまして、又私学連合とか、そういうものとも御相談することがあり得ると思ひますが、堅持をいたしましては、やはりその個人の問題にするわけでございます。併し、やはりその人が立派な職員をお持ちになつて、理事者として適当でありますれば、その人にお願ひするということにならうかと思ひます。

○高橋道男君 二、三の御質問を申し上げます。先ほど矢嶋委員の質問に対して、私学の把握の仕方についてお尋ねがございましたが、特にこの私学経営の収入の面について御答弁がございましたが、そういう私学の運営の仕方を以て当局は好ましき状態であると思はれるのかどうか、これを先ずお伺ひします。更に言葉を交しますれば、多額の寄附金を、これは噂ではありますけれども、強要することなどによつて運営の経費を作らなければならぬというやうな仕方は好ましき状態であるかどうかという点についてお尋ねいたします。

○政府委員(近藤直人君) お説の通り、やはり余り授業料収入を殖やすとか、或いは寄附金を多額にとるといふことは、その学校の経営としては適当でないと思ひますが、併しながら学校の経営者といつたしましては、やはり授業料収入を上げるとか、或いは寄附金をとるといふやうなことであれば、別に方法が考へられないというやうな学校もなくはないのではないかと、ということも想像いたされるのでございませぬか。それらいろいろの学校法人によりまして問題が具体的にになりまして複雑だと思ひます。一概にいい悪いという

ことは私は判断できないと思ひます。併しなから一般的に申しまして、やはりお説の通りだと思ひます。

○高橋道男君 結局多額の寄附などによつて運営することは好ましくないとはいへない、終局的な目的としては、そういう多額の寄附などによつて運営しなくてもいいということもお考への中にあるのかどうかもお尋ねいたします。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校が財政的に何ら不安なく経営され、私学の本来の自主性を保つて、發揮して日本の教育のために貢献するということ、我々が非常に念願するところでございます。今この特殊法人私学振興法を作りましたゆゑのものです、さうな気持ちから考へてゐるのでございませぬか。

○高橋道男君 只今の寄附の問題であります。その多額な寄附などについて社会問題になつてゐる点もあると思ひますが、そういう点について、文部省としてどこかの学校に対して忠告をされたやうなことがございませぬか。或いはそういう寄附の限度について、このくらいならばよからうというやうな御協議でもあつたことがございませぬか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(近藤直人君) 只今の寄附金の限度の問題につきましては、甚だ答弁を回避するやうでございませぬか、それは主として他の部局の所管になつてゐるかと思ひますので、いづれよく確かめまして後ほど答弁申上げたいと思ひますが、只今の聞いておられます範圍におきましては、さうな手段をとつたことはいふに記憶いたしております。

○高橋道男君 問題を変えます。産業教育振興法がございませぬか、あの法律によつて私立学校もやはり助成の対象に置かれておると思ひます。この今回の私立学校振興法が設立されることによりまして、その特殊法人からも助成を当然受けることができるやうになると思ひます。その点、或る意味においては二重の助成が行はれることを考へてゐるのか、或いはその助成の内容が全然別だということに考へて置くべきであるか、或いは私立学校振興法から助成を受けるところは別の産業教育振興法による助成というものは受けられないものであるのか、そういう点をお尋ねいたします。

○説明員(福田繁君) 産業教育振興法に基きまして、私立学校に対して設備等の補助をやることになつておりますが、それとこの振興法からの貸付との関係であります。産業教育振興法に基きまして助成は、これは主として産業教育の振興という面からそれらの学校に助成をいたしますわけでありませぬか。従つてそういう面から振興会から貸付けられる貸付金が学校法人を対象にいたしております関係上、二重にダブるといふこともあり得るわけでございます。ダブるといふと語弊がある

りますが、両方の面から学校に助成が行はれるというところはあつてもいいと思ひます。

○高橋道男君 もう一点お尋ねしたいのは、私立学校教育の恩給の問題でございます。私は第十回の国会の本会議におきまして、この問題について御質問申して、文部大臣からも共済制度によつてこれを考慮して行きたいというやうな御答弁をされておられますが、本日も同僚議員の質問に対して福田課長から同趣旨のお答へがございました。これは国立、公立学校の教職員は別の恩給を支給される制度になつておるのではありませんか、私立学校の教職員も同様な方法による恩給を支給される途はないのか、これをお尋ねいたします。

○説明員(福田繁君) 私立学校、公立学校或いは国立の学校という場合におきましては、この態様が異なつておりますので、現在公立学校の教職員の恩給等につきましては、国家公務員法に基いた規定によつて行われております。従つて私立学校にそのまゝそれを当嵌めるといふわけには参らなと思ひますので、先ほど申上げましたやうに、何らかさういつた同じやうな内容を行つたならば、将来立法措置が必要ではないか、こういう工合に考へておりますが、現在の段階では先ず先ほど申しましたやうに、私立学校のかたゝの自主的な団体として財団法人でやつて行くことになつておりますので、それに対してできる限りの援助をして行くというやうな方法で進んでおるわけでありませぬか。

○高橋道男君 只今別の立法措置がでるならば、そのことも考へられると

いう御答弁でございましたが、そのことに対しての御努力を今後当局においてなされる意思があるかどうか伺いたいします。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校の教職員の共済事業につきまして、先ほど福田課長の答弁のように、只今のところでは財団法人私学振興会を以てやるつもりであります。これをまぎらわしいので名前を変えて、財団法人教職員互助会というようにことにいたしました。事業を運営して参りたいと思っておりますが、将来のできました特殊法人私学振興会がその共済事業をなし得ることが極めて望ましいと思っております。そういたしますれば、すべて私立学校の経営に対する貸付及びその助成ということもできますし、又教職員の共済をこの法人でできるということになつて、それが一番私は好ましいと思っております。併しそれが若しうまく行かまけんければ、やはり財団法人教職員互助会、或いはもつとそれを発展いたしまして、何らかここに別の形の共済事業を営む組織を作るといふ別の立法も考えられるものと、こう考えております。

○高橋道男君 教員の恩給共済の問題については、現在二本立ての考えを持つておられる。これは現状としては私も止むを得ないかと思つておりますが、私これは若干意見が加つて恐縮であります。制度が違ふので、その学校の態様が違ふので、教員の待遇の仕方も違ふやならん、これは制度を基礎にして見る考え方で、勿論その考え方もあると思つております。が、私は学校の教員と教育という広い基盤から考えるならば、私は国立、公

立、私立の差別を付けるべきではないと考えるのでございまして、等しく教育という国民の立場を持つておる身分に対して一貫した待遇ができるようになれば、私は私立学校の振興も我々が期待する通りに、或いはそれ以上に上つて来るかと思つております。そういう観点から、恩給などに対する考え方を国公私立等しく一つの立場から考へて行くという見方をして頂きたい、こう思つておるのであります。なおそれについて私の所論は別の機会に言ふといたしまして、そういうことに對する考え方をもう一応御答弁願ひたい。

○政府委員(近藤直人君) 恩給制度につきまして、公立、国立、私立学校を通じて一本の制度がどうかという御意見でございましたが、これは私見でございますが、さうな見解は誠に同感でございます。何らかさうな方法ができれば私は結構だと思つております。只今のところでは、やはりどうもそこまではなかなか困難じやないか、いろいろと制約がございしますので、その点につきましては、今後研究の課題ではあるかと思つております。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつとお諮りいたしますが、このあとにちよつと決議案に関して御相談したい点があるので、今日のこれに関する質問はここで一応……。

○矢嶋三善君 ちよつと局長にこの次説明して頂く資料をお願いしておきたいと思つたのですが、先ほど私、私学振興を図るには資本金がどのくらいあれば事足りるというふうに算盤をはじいておられるかというお尋ねをしたわけです。それに対して三十億円ぐらいあ

ればよさうだ、こういう御答弁があったわけですが、私学振興を図るための要素というものはいろいろあるものと考えます。二十七年度の一般会計予算でも、現金出資というものを七億六千万円の概算要求は二億六千万円にとどまつたわけですが、これのたまたま結果というものは、さつき課長のほうから答弁がございました。私三十億円……、ここに提案されておるのは二十億四千万円ですが、三十億円ぐらいの資本金で私学振興が図れるなら、これはいとやすいものであると、非常に私は樂觀的な気持になるわけですが、局長の構想の中にあるところの三十億の私学振興方策の内容、要素というものは、どういふものであるかというところについて、この次にお伺ひしたいと思つたので、準備して頂きたいということをお願いいたします。

○委員長(梅原眞隆君) それではこれで本日は散会いたします。

午後三時三十一分散会